商品概要説明書

リフォーム・無担保住宅ローン(KHL型)

(令和6年4月1日現在)

商品名	リフォーム・無担保住宅ローン(KHL型)					
	〇当JAの組合員の方。					
	○お借入時の年齢が満 18 歳以上 66 歳未満であり、最終償還時の年齢が満 80					
	歳未満の方。					
ご利用いただける	○前年度税込年収が 150 万円以上ある方(自営業者の方は前年度税引前所得					
方	とします。)。					
	〇当JAが指定する保証機関の保証が受けられる方。					
	○その他当JAが定める条件を満たしている方。					
	○連帯債務者の方にも、ご本人と同様のご利用条件を満たしていただきます。					
	〇リフォーム資金					
	ご本人またはご家族が居住するための既存住宅の増改築・改装・補修を目的					
	とする資金および住宅関連設備等の設置を目的とする資金。					
	(住宅関連設備の例)					
	①門、塀、車庫、物置。					
	②宅地内の植樹、造園、白アリ駆除。					
	③システムキッチン、ユニットバス、システムタイプの洗面化粧台。					
	④冷暖房設備、給排水施設、家具・照明器具などのインテリア。					
	⑤マンションの外壁、給排水施設などの共用部分の修繕工事負担金。					
	⑥太陽光発電設備、蓄電設備、エネファーム等省エネ・エコ関連設備。					
	○住宅借換資金					
	ご本人またはご家族が常時居住するための住宅の他金融機関・信販会社等か					
次人住公	らお借入中の住宅ローン(お借入後3年以上経過していること)およびリフ					
資金使途 	オームローンのお借換を目的とする資金。土地のみの借入金の借換は対象外					
	となります。					
	○住宅購入・建築資金					
	ご本人またはご家族が常時居住するための住宅にかかる次のいずれかを目					
	的とする資金。					
	①住宅の新築					
	②新築・中古住宅の購入(土地付住宅および分譲マンションの購入を含む。)。					
	③現在居住中の住宅の隣接地および底地購入					
	○空き家解体資金					
	空き家解体を目的とする資金。					
	対象となる空き家は、ご本人または家族が所有する建物であり、事業専用で					
	使用していた建物でないこと。					
	〇共通					

	いずれの資金においても、付随して発生する諸費用(事務手数料・保証料、					
	長期火災共済(保険)掛金・保険料、仲介手数料、登記費用、印紙代、不動					
	産取得税、消費税等)もあわせてお借入れいただけます。					
借入金額	〇10 万円以上 2,000 万円以内、1 万円単位とし、所要金額の範囲内とします。					
旧八亚银	(資金使途が空き家解体資金の場合は、500万円以内)					
/# 3 #BBB	〇6か月以上20年以内とし、1か月単位とします。					
借入期間	(資金使途が空き家解体資金の場合は、10年以内)					
	○次のいずれかよりご選択いただけます。					
	【固定金利選択型】					
	当初お借入時に、固定金利期間(3年・5年・10 年)をご選択いただきま					
	す。選択した固定金利期間によってお借入利率は異なります。					
	お借入時の利率は、毎月決定し、当JAの店頭でお知らせいたします。					
	固定金利期間終了時に、お申出により、再度、その時点での固定金利を選択					
	することもできますが、その場合の固定金利期間は残りのお借入期間の範囲					
	内となります。また、利率は当初お借入時の利率とは異なる可能性がありま					
	す。なお、固定金利期間終了に際して、再度、固定金利選択のお申出がない					
	場合は、変動金利に切替わります。					
借入利率	【変動金利型】					
	お借入時の利率は、3月1日および9月1日の基準金利(住宅ローンプライ					
	ムレート)により、年2回見直しを行い、4月1日および10月1日から適					
	用利率を変更いたします。					
	お借入後の利率は、4月1日および10月1日の基準金利(住宅ローンプラ					
	イムレート)により、年2回見直しを行い、6月・12 月の約定返済日の翌					
	日より適用利率を変更いたします。					
	【固定金利型】					
	お借入時の利率を、完済時まで適用いたします。					
	〇利率は店頭に掲示します。詳細については、当JAの融資窓口へお問い合わ					
	せください。					
返済方法	〇元利均等返済(毎月の返済額(元金+利息)が一定金額となる方法)とし、					
	 増額して返済する方式。特定月増額返済による返済元金総額は、お借入金額					
	の 50%以内、1 万円単位です。)のいずれかをご選択いただけます。					
 担保	〇不要です。					
保証人	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○					
	だきますので、原則として保証人は不要です。					
	〇一括払い・分割払いのいずれかよりご選択いただけます。					
保証料	①一括払い					
	- 一括払い ご融資時に一括して保証料をお支払いいただきます(0.40%、0.60%、					
	0.80%のいずれか。)。					

	【お借入額 100 万円あたりの一括支払保証料(0.80%)(例)】										
		お借入 期間	1 年	3 年	5 年	10 年	15 年	20 年			
		保証料 (円)	4, 064	11, 375	18, 319	34, 177	47, 928	59, 347			
	②分割払い お客様から当JAへお支払いいただく利息の中から当JAが保証会社へ 支払います。この場合、お借入利率は年 0.40%~0.80%上乗せされた利率 が適用されます。										
	〇ご希望により当JA所定の団体信用生命共済のいずれかにご加入いただけます。 なお、選択される団体信用生命共済の種類によりお借入利率は下表記載の加 算利率分高くなります。										
団体信用生命共済		団体信用生命共済名					団体/ 会社	加算利率			
	-	団体信用生命共済(特約なし) 長期継続入院特約付団体信用生命共済					-	まし 手 0. 20%			
		三大疾病保障特約付団体信用生命共済					· · · · · ·	₹ 0. 20% = 0. 100⁄			
		団体信用生命共済(連生) 三大疾病保障特約付団体信用生命共済(連生)					· ·	≢ 0. 10% ≢ 0. 20%			
9 大疾病補償保険	〇ご希望により上記の団体信用生命共済(特約なし)または長期継続入院特約付団体信用生命共済とあわせて「9大疾病補償保険」にご加入いただけます。ご利用にあたっては借入利率に以下の利率が加算されます。 年0.30%										
手数料	〇ご融資の際、11,000円の事務手数料(消費税等含む)が必要です。 〇ご融資時に一括して保証料をお支払いいただいた方で、ご返済期間終了までの間において、全額または一部繰上返済をされる場合は、保証機関に対して返戻保証料の範囲内で次の事務手数料(消費税等含む。)が必要です。 ①全額繰上返済の場合…3,300円 ②一部繰上返済の場合…3,300円 〇ご返済期間終了までの間において、全額または一部繰上返済をされる場合は、当JAに対して次の事務手数料(消費税等含む。)が必要です。 ①全額繰上返済の場合…16,500円 ②一部繰上返済の場合…11,000円 ただし、50万円以上の一部繰上返済については手数料は無料です。 〇ご返済期間終了までの間において、ご返済条件を変更される場合は、当JAに対して1,100円の条件変更手数料(消費税等含む。)が必要です。 〇固定金利期間終了後、再度、固定金利を選択される場合は、当JAに対して5,500円の取扱手数料(消費税等含む。)が必要です。										

〇苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当 JA本支店(所)または総務部(電話:0595-24-5111)にお申し出ください。 当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な 対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、JAバンク相談所(電話:03-6837-1359)でも、苦情等 苦情処理措置およ を受け付けております。 び紛争解決措置の 〇紛争解決措置 内容 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用でき ます。上記当JA総務部またはJAバンク相談所にお申し出ください。 ・愛知県弁護士会紛争解決センター (電話:052-203-1777) ・民間総合調停センター(大阪府)※ ※JAバンク相談所を通じてのご利用となります。 詳しくは上記JAバンク相談所にお申し出ください。 〇お申込みに際しては、当JAおよび当JAが指定する保証機関において所 定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかね る場合もございますので、あらかじめご了承ください。 〇印紙税が別途必要となります。 ○資金使途が「住宅借換資金」、「住宅購入・建築資金」、「空き家解体資金」と なるものは、店頭お申込み専用の商品となります。 その他 〇現在のお借入利率やご返済額の試算については、当JAの融資窓口までお 問い合わせください。 〇連帯債務者どちらかの連生団体信用生命共済により本ローンが完済された 場合、もう一方の債務者のローンが免除された部分が一時所得とみなされ、 所得税の課税対象となる場合があります。詳しくは最寄りの税務署にお問い 合わせください。

JAいがふるさと